

令和7年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（1日目）

1 日 時 令和7年3月10日（月） 午前10時00分

2 場 所 市役所 第一委員会室

3 議 題 議第29号 村上市犯罪被害者等支援条例制定について

4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺	昌 君	2 番	長谷川	孝 君
3 番	川 村	敏 晴 君	4 番	大 滝	国 吉 君
5 番	山 田	勉 君	6 番	上 村	正 朗 君
7 番	鈴 木	一 之 君			

5 欠席委員（なし）

6 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君

7 委員外議員（なし）

8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課収納対策室副参事	近 藤 知 子 君
同課収納対策室副参事	本 間 大 輔 君
同 課 市 民 税 室 長	小 野 由 香 君
同 課 資 産 税 室 長	小 林 精 司 君
同 課 資 産 税 室 係 長	南 雲 なほみ 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同 課 市 民 年 金 室 長	鈴 木 恵 美 君
同 課 生 活 人 権 室 長	前 川 龍 也 君
同 課 自 治 振 興 室 長	石 田 浩 二 君
同 課 自 治 振 興 室 係 長	佐 藤 真 和 君
環 境 課 長	阿 部 正 昭 君
同 課 参 事	大 滝 誓 生 君
同 課 生 活 環 境 室 長	宮 村 勉 君
同 課 生 活 環 境 室 係 長	小野寺 み き 君
同 課 環 境 政 策 室 長	本 間 陽 子 君
同 課 環 境 政 策 室 係 長	志 田 俊 輔 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

（午前10時00分）

委員長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1

議第29号 村上市犯罪被害者等支援条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 小川一幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

市民 課長

では、皆様、よろしくお願いいたします。では、市民課からの提案ということで、議第29号ですが、村上市犯罪被害者等支援条例制定についてでございます。犯罪被害者や犯罪被害者家族などが必要な支援を受けようとした場合、どこに相談に行けばいいのか分からなかったり、申請理由や現状について、窓口ごとに何度も同じことを説明しなければならないなど、精神的に負担だということを言われております。このため市では、市民課が窓口となり、相談時には、本人の了解の下、市役所関係各課職員が同席できるよう調整したり、外部団体である新潟被害者支援センターなどへのつなぎ役を務めるなど、相談者の負担を少しでも軽減できるよう努めてまいりたいと思っております。また、犯罪被害者の立場を尊重し、二次被害を防いだり、被害の早期回復のためには市民や事業主など周りの理解と支援が大切なことから、啓発活動を実施し、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる社会を目指すことを目的として、本条例を提案し、お諮りいただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（質疑）

長谷川 孝

第3条の4なのですが、「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の取扱いに配慮して行わなければならない」という部分なのですが、私ちょっと前に、大分前なのですが、相談受けたときに、どうしても暴力とかそういうのでどこか避難しなければ駄目だということがあって、新潟市にしかないシェルターとかという話になったのですが、今こういうシェルターというの施設というのはどういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

生活人権室長

シェルターなどにつきましては、詳細は福祉課のほうを担当しているのですが、新潟市のほうにシェルターなどがありまして、村上市からもそちらのほうに一時的に避難させている事例はあるというふうには聞いております。村上市内にはそういったシェルターはございませんで、市営住宅などを利用して一時的に避難ということを考えております。

長谷川 孝

今言われたとおり村上市にはシェルターがないので、そのときに急遽、ちょうど市営住宅が空いていたので、そこに避難してもらったという事例があるのです。そのときにはちょっと暴力を振るう旦那さんのほうが、身体的にちょっと車椅子とかなので、何とか市営住宅をシェルター代わりに使わせてもらって、何とか解決したというのがあるのですが、万が一本当に犯罪者に狙われた場合には、そんな簡単な問題ではないので、ちょっとこの辺もう少し、市営住宅が空いていればいいという部分もあるし、何かいい方法を考えてもらえればというふうに思っているのですが、福祉課だと言われれば福祉課になるのだけれども、一応こういうような取扱いに配慮して行わなければならないというふうにここに書いてあるので、その点十分にこれから注意しながらやってもらいたいというふうに思うのですが、どなたでもいいですから、一言お願いします。

市民 課長

今回、今委員さんのお話ありましたように、とにかく支援の関係については、御本人の承諾とか、あとは今回、先ほど申しましたように市役所の関係各課一緒に聞け

山田 勉
 市民 課長

生活人権室長

渡辺 昌

生活人権室長

渡辺 昌

生活人権室長

渡辺 昌

生活人権室長

川村 敏晴

生活人権室長

るような状況というのをつくりたいと考えておりますので、そこら辺は今後各課と調整しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
 年間こういう犯罪被害者の何件ぐらいあるものですか。
 今年度、うちのほうで把握しているのは1件ありました。これは、こちらの被害のほうではなくて、支援金の給付ということで申請のあったのが今年度1件であります。
 新潟県警のほうで発表している数字となりますが、これで市町村別に犯罪発生状況のデータが出ておりまして、こちら令和5年の数字ですと、村上市では、いわゆる刑法犯が150件発生しているということで統計にはのっています。
 この条例の中に、第5条、第6条に市民の責務、事業者の責務となっていますけれども、例えば個人情報とかプライバシーの問題から考えて、市民の責務とか事業者の責務となると、具体的にはどういうふうなことを想定しているのかなかなか、犯罪被害者であっても、より個人情報とかプライバシーとか守らなければならないものだと思うのですけれども、ここにある市民の責務、事業者の責務というのはどういうふうに考えればいいのでしょうか。その辺のところ教えてください。
 まず、市民等の責務につきましては、まず市民等については地域の人々の理解と協力が大切でありますことから、周囲から無理解による偏見や心ない言動で二次被害を受けることのないよう、そういった啓発活動に努めてまいりたいと思いますし、あと第6条の事業者の責務につきましては、犯罪被害者の方、被害を受けた後、例えば通院とか様々なことでお仕事を休むケースがあるかと思います。そうした場合に、各種手続や通院の際に仕事を休まざるを得ない場合にあっては、安心して勤務が継続できるように配慮を求めるような形で啓発していきたいと思っています。
 実際、犯罪被害者の側からの申出というのか、そういう意思表示がなければ、市民の側とか事業者の側というのは特に行動は起こせないということですよ。
 当然、犯罪被害に遭えば、地域の方、近所に住む方とか、あるいは事業者の方も知る可能性はあるわけですが、そうした際にできるだけ配慮していただきたいということでの条例制定になります。
 この条例が制定されれば、市民の方への周知みたいのはどういう感じで行われるのでしょうか。
 条例制定後、これから啓発活動に取り組んでいきますけれども、まずは県などと協力しながら、犯罪被害者の実態を伝えるパネル展であるとか、あるいは研修会とか、講演会とか、そういったものをこれから企画してまいりたいと思います。
 この条例制定に至る経緯といいますか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思ってあれなのですけれども、今お聞きすると、刑法犯が村上市で、12月段階で150件あったというふうなこと。ただ、それに対して相談件数は1件しかなかったというふうな課長のお話もあったのですが、必要なものかなとは思っている前提でお聞きするのですけれども、何か唐突に出てきたなというふうな思いがあるのですが、これを条例化する前に何らかの市民の意見だとか、議会のほうの意見だとか、そういうふうな流れというのはあんまり感じなかったのですけれども、県からトップダウンで必要というふうな流れもあったのかなと思うのですけれども、制定に至る背景についてちょっと御説明願えますか。
 まず、新潟県のほうでは令和3年4月1日に新潟県犯罪被害者等支援条例を制定しております。それ以降、新潟県及び新潟県警察のほうからは各市町村にぜひ条例の

ほう、特化条例をつくってくださいということで要請のほうは受けておりました。その中で、新潟県弁護士会からも令和3年4月に特化条例を制定してくださいということでの要請書を受けております。そうした中で、やはり社会的にこうした要請が強まってきているということがありまして、一応私どものほうとしても要請の条例制定については検討はしていたところです。あとは、昨年の9月議会ですか、その中でこの犯罪被害者支援条例について取り上げられたこともありましたので、ちょうどいいタイミングといえますか、ここで制定したいということで上程させていただきました。

川村 敏晴 では、もう一点なのですが、県内各自治体においてもこの条例の制定については検討されているところだろうと思うのですけれども、もう既に制定をしているという市町村は、数的にはどの程度ありますか。

市民 課長 すみません、令和6年3月31日、令和5年度末の状況なのですが、県内15市町村、こちらのほうで制定されています。そのほか、今年度、令和6年度に制定を予定していたところが4市町村ございます。あと、すみません、先ほどちょっと私のほうの説明不足がありましたので、ちょっと追加させていただきます。私先ほど1件の申請という話があったのですが、こちらのほうについては村上市犯罪被害者等見舞金支給事業の件数ということですので、すみません、ちょっと説明不足でした。申し訳ございません。

上村 正朗 それでは、教えてください。対象者なのですから、犯罪等というのは、法律でも条例でも、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というふうになっていますけれども、これ例えば交通事故で危険運転何とかという、そういうものもありますけれども、交通事故の被害者なんかは対象にならないものでしょうか。

生活人権室長 いわゆる危険運転致死傷罪とかそういったものは対象になります。

上村 正朗 それとあと、犯罪発生から申請主義なのでしょうか。警察から何か連絡、本人の了解を得て連絡が来るとかではなくて、こういう制度があるからということを周知しておいて、犯罪被害者の方が自主的に市役所のほうに相談に来るとい、そういう流れなのでしょうか。

生活人権室長 被害者の方が自主的に申請に来る場合もありますし、また警察とかから、御本人の承諾をもらって情報を得られまして、警察からも市町村のほうに申請するようということでも促されて相談に来るケースもあります。

上村 正朗 それと、今見舞金の話が出ましたが、国は何か支援金、国のほうが遺族上限936万円とか、後遺障害があると千何百万円というような、そういう国の制度もあると思うのですけれども、その国の制度とこの条例で定める見舞金というのは別建てということよろしいのでしょうか。

生活人権室長 はい、別建てであります。

上村 正朗 見舞金の額とかというのはもう決まっているものなのでしょうか、では。

生活人権室長 村上市の見舞金ですけれども、遺族見舞金が支給額30万円、重傷病見舞金が支給額10万円となっております。

上村 正朗 ありがとうございます。あと、第9条の日常生活の支援ということで、何かYouTubeで見たのだったか、ニュースで見たのだったか、犯罪で奥さんが亡くなった方で、お父さんと子供さんが残された家庭で、非常に生活の支援、食事を作ったり、掃除をしたり、そういうのが非常に大変で、そこをこの条例、ほかの市町村ですけれども、条例に基づいて市町村から支援をもらっているような話だったと思う

のですけれども、そういうものというのは、例えば食事だったり、掃除だったり、洗濯だったり、そういう支援をするというのは、どのようなスキームで考えているのか。社協さんに頼むのか、ファミサポとかそういう既存の制度を使うのか、その辺はどのように考えているのでしょうか。

生活人権室長 まず、相談を受けた場合には、関係機関と相談・協議しながら、取りあえず既存のサービスをまず使えるものは使っていて、そうした中でこの制度が進んでいく中で、もし不足しているようなものがあれば、新たに制度をつくっていくようなことも考えていきたいと思っています。

上村 正朗 もう一つ、さっきのニュースとかで大事だったのは精神的負担への配慮なので、メンタルケアとかそういうのが非常に大事だと思いますけれども、どういう機関を今想定していますでしょうか。

生活人権室長 市役所内部であれば、保健師さんであるとか、そういった方に協力を依頼したいと思っていますし、またそのほか外部の機関、専門機関にも相談しまして、必要な支援を受けられるようにコーディネートしていきたいと思っています。

上村 正朗 では、私からは最後ですけれども、見舞金30万円とかそういうのがあるわけですが、何か財源で国県の補助制度とかそういうのはあるのでしょうか。それとも、一般財源でということなのでしょうか。

市民 課長 こちらの見舞金については、県との共同であります。県の制度があります。

上村 正朗 負担割合を教えてください。

市民 課長 すみません。2分の1補助になります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木一之君）散会を宣する。

(午前10時21分)